地理空間情報の活用推進に関する行動計画 (G空間行動プラン)

平成20年8月

地理空間情報活用推進会議

	基本					各	種計画	ことの道	重携 ^(注)
整理	計画	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)	①重点	2経済	③海洋	④宇宙開発
番号	該当				目標と達成期間	計画	成長戦	基本	利用政策
	箇所					2007	略大綱	計画	(具体的計画名)
第1	1章	地理空間	間情報の活用の推進に	こ関する	全般的施策				
			推進体制の整備と連携σ						
(形)			策の推進とその体制整備)	ا پدر ر					
1	1章		国の関係部局や地方公共団体、民	地理空間情	現状や課題についての調	0	0		
'	•		間事業者からのヒアリング等を行)			
	1(1)	-	い、地理空間情報の整備・更新・提						
		73021201	供・流通や準天頂衛星による衛星	-					
			測位システムに関する現状や課題						
			について調査を進める。	20 %					
2	1章	衛星測位に係	衛星測位に関する施策の推進体制	推准会議	進天頂衛星システム計画				O*1
	1(1)		については、必要に応じて、平成20		の進捗状況も踏まえなが				宇宙開発に関す
	,		年5月に成立した宇宙基本法及び		ら、計画の推進に支障が生				る長期的は計画)
		等の検討	それに基づいて設置される宇宙開		じない時期までに見直し等				C1001 1001 121/
		-3 -5 INH 1	発戦略本部での議論や策定される		を進める。				
			予定の宇宙基本計画の審議動向を						
			踏まえつつ、地理空間情報活用推						
			進基本法の基本理念に沿って見直						
			し等を検討する。						
(国と	上地方:	公共団体との					<u> </u>		
3	1章		地理空間情報の活用推進に関する	国土交通省	各都道府県と連携を図るた	0			
	1(2)	団体との連携	都道府県の担当者を対象とした会		め、担当者会議等を平成				
			議等を開催し、連携を図る。		20年度から実施する。				
4	1章	統合型GISの	統合型GISの整備を促進するにあ	総務省	継続的に実施する。		0		
	1(2)	普及・啓発の	たって、地方公共団体と連携してセ						
	1章	推進	ミナーを開催する。また、統合型GIS						
	5		ポータルサイトを運営して、総務省						
	2章		の施策や先進団体の取組を紹介す						
	3(2)		る。						
5	1章		基本測量や公共測量の測量成果の		平成23年度までに市街化	0	0		
	1(2)		相互利用や測量作業の調整等につ		区域・市街化調整区域にお				
			いて国と地方公共団体が連携し、基		いて、基盤地図情報・デジタ				
		図情報の整備	盤地図情報・デジタル画像情報の		ル画像情報を整備し、基本				
			整備、適時の更新及び提供を行う。		測量及び公共測量を基に				
	** -1	A-1-144.			随時更新・提供を行う。				
	学官の			14.34. 5					
6	1章		地理空間情報産学官連携協議会	推進会議 	平成20年度に設置する。	0	0		
	1(3)		(仮称)を設置する。						
		議会(仮称)の							
7	1章	設置	地理空間情報の活用を中心に、技	奴文产类少			0		
'	1早 1(3)	新産業創出への貢献	地理空间情報の活用を中心に、技術・市場・制度面の検討を積極的に		応理空间情報の認知度の 向上や、利活用の普及・促				
	1(0)	の良邸	行っているgコンテンツ流通推進協		進をgコンテンツ流通推進				
			17つくいのはコンテンクが通信進品 議会などの民間団体における連携		進をgコンテング流通推進 協議会等の民間団体等と				
			の取組を促進する。		協力しつつ推進する。				
L		<u> </u>	マンカメネログ でんだ かんかん こうかん こうかん こうかん こうかん こうかん こうかん こうかん	<u> </u>	一切としては田田のの。				

	基本					:	連携		
整理	計画	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)	①重点	②経済	③海洋	④宇宙開発
番号	該当				目標と達成期間	計画	成長戦	基本	利用政策
	箇所					2007	略大綱	計画	(具体的計画名)
8	1章	JIS原案作成	官民の関係者からなるJIS原案作	経済産業省	・位置・空間情報に関する	0	0		
	1(3)		成委員会を国内審議団体と連携し						
	. ,	画	て開催し、地理空間情報に関する標	T	ける記述方法として、「空				
			準のJIS化に向けた検討に参画す		間」に関する識別子Place				
			ి కా		Identifier(PI)のJIS化を図				
					る。(経済産業省)				
					・ISOにおいて新たに国際				
					規格が確定した項目につい				
					て、必要に応じ、順次速や				
					かにJIS化原案を作成す				
					る。(国土交通省)				
9	1章	「地理空間情	 「地理空間情報EXPO」(仮称)の開	推准会議					
	1(3)		催について民間と連携して検討す	正医五贼	する。				
	1 (0)	称)の開催の			7.00				
		検討	00						
		1201							
	2 罪		の実施						
10	么. 训 1章		GISの利活用にあたっての個人情	国十亦涌少	平成21年度主で1- 個 1 / 信	0			
10	· 平 2		報保護、データの二次利用等の地	T	報保護及びデータの二次				
	2		理空間情報の提供・流通に関する		利用に関するガイドラインに				
			理空间 報の徒供・流通に関する 課題の調査・研究を行う。		ついての調査・研究を行う。				
		選、) 一分の 二次利用等の			プレ・Cの制度・1所元で1丁)。				
		課題について							
		の調査・研究							
11	1章		地理空間情報の提供・流通におけ	国土六海少	亚式01年度士术 - 地理党	0			
' '	'무 2		る、国の安全の観点から配慮すべ	-	間情報のうち、地図や空中				
	2		る、国の女主の観点がら配慮すべ き事項に関する調査・研究を行う。		写真等に関する、国の安全				
		究			の観点から配慮すべき事				
		, T			項について検討する。				
12	 1章	救備, 面新毛	 モデル的な実証調査等を行い、基	国土衣涌尘		0	0		
12	· 平 2		盤地図情報の整備、更新、管理など		行い、基盤地図情報が円				
	2章		を効率化する研究を行う。		滑に利活用される環境を構				
	2字 2(2)	調査検討			築する。				
13			 工事で電子納品されるCAD図面の	国土衣涌尘					
13	· 平 2		「情報を活用し、基盤地図情報を円		準(案)を検討し、平成21年				
	_		滑に更新する技術や基準を開発す		度までにプロトタイプによる				
		新技術の開発			部分更新の実験を行う。				
14	 1章		る。 GPS、ICタグ等を活用して、屋内外	国十交通名					
' -	2		のシームレス測位が容易に行える		ともにメートルレベルの精度				
	_	の開発	技術を開発する。		で移動体の位置を決定でき				
		טענתועי	יל טלונום נייבו		る技術を開発する。				
15	 1章	屋内外シーム	 衛星測位システム受信機をそのま	文部科学省					
	2		ま屋内測位にも利用可能とする		衛星システムユーザインタ				
	_		IMES(Indoor Messaging		フェース仕様書(1.0版ドラフ				
		***	System)を活用した屋外〜屋内を		ト)(宇宙航空研究開発機構				
		- ケーストプルエビ リ州	問わないシームレス測位環境の構		(JAXA)が平成19年11月				
			築に寄与するため、当該技術の利		に公開)の付録に記載)に				
			用拡大のための普及啓発を行う。		ついて、必要に応じて更新				
			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		を実施する。				
<u> </u>		I		l			<u> </u>		

	基本					:	各種計	画との	 連携
整理	計画	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)	①重点		③海洋	④宇宙開発
番号	該当				目標と達成期間	計画	成長戦	基本	利用政策
	箇所					2007	略大綱	計画	(具体的計画名)
16	1章	位置情報認証	高精度・高信頼の時刻・位置情報を	総務省	平成22年度までに基盤技				
	2	技術の研究開	容易に利用できるようにするため		術を確立する。				
		発	に、基準座標系の高精度化、測位						
			における距離基準計測、位置情報						
			認証の基盤技術を確立するための 研究開発を行う。						
17	1章	地球観測衛星	陸域観測技術衛星「だいち」(ALO	文部科学省	継続して研究開発を実施す		0		O*1·3
	2	の継続的な開	S)の利用実証を通じてリモートセン		ることにより、リモートセンシ				宇宙開発に関す
		発	シング技術や画像処理技術の高度		ング技術等の高度化を図				る長期的な計
			化を図るとともに、分解能の向上な		ර ං				画、CSTP分野
			どレーダや光学センサの高度化に						別推進戦略)
			必要な研究開発を行う。						
18	1章	ユビキタス空	場所情報の管理・提供をコンピュー	総務省	平成22年度までに基盤技	0			
	2		タネットワーク上で容易に扱うことを		術を確立する。				
		術の研究開発	可能とする基盤技術を確立するた						
			めの研究開発を行う。						
19	1章		時系列に整備された地理空間情報						
	2		を、効果的に環境保全・国土保全に		地理情報の利活用のため				
		の研究開発	利活用する技術開発を推進する。ま		のマニュアルを整備する。				
			た、詳細な三次元地形データを、防		また、詳細な三次元地形デ				
			災に活用できる技術開発を推進す		一タから斜面危険区域を抽				
			వ 。		出するマニュアルを整備す				
00	1==	ま ₩白4刀+C→°二	初去が即にわけてしか新七七か担	日上六ほか	る。				
20	1章 2		都市空間における人の動きを把握するため、人の時空間的な位置を	国工父					
	2		表すデータ(四次元GISデータ)を活		イプの開発、平成22年度ま でにITを用いた自動的な動				
		へ) 五の開光	用して動線解析を行う技術の開発を		線データの取得とその利用				
			行う。		について検討を行う。				
21	1章	GEO Gridの		経済産業省		0	0		O*5
	2	推進	タを有効活用するための大容量デ		測衛星データの発信を開始)			(我が国におけ
	_	122	一タ処理技術の開発及びインフラ整		したところであり、平成20年				る地球観測の
			備を行う。		度までにGISデータと地球				在り方)
					観測衛星データを統合す				
					る。平成22年度までに基本				
					システムを完成し、その後も				
					普及を継続する。				
22	1章	G空間プロジ	地理空間情報を活用した新たな産	経済産業省	平成25年までに誰もが地		0		
	2	ェクトの推進	業・サービスの創出と発展に向けた		理空間情報を利活用し、楽				
			取組を実施する。		しむことができるような社会				
					の実現を目指し、地理空間				
					情報の利活用を促進する				
					ための流通基盤の整備、				
					生活や産業における利用				
					の高度化、測位衛星等から				
					の位置情報を有効活用で				
					きる環境の整備等を行う。				

	基本					:	各種計	画との	連携
整理	計画	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)	①重点	2経済	③海洋	④宇宙開発
番号	該当				目標と達成期間	計画	成長戦	基本	利用政策
	箇所					2007	略大綱	計画	(具体的計画名)
	3. 知	識の普及							
(セミ		の開催)	·•						
	1章		地理空間情報の活用の有効性や技	国土交通省	・地理空間情報の活用の有	0			
	3		術に関するセミナーや国の施策、国		効性や技術に関するセミナ				
	_		と地方公共団体等との連携に関す		一や国の施策、国と地方公				
		ナーの開催等	る説明会等を開催する。またGISの		共団体等との連携に関する				
			普及のためのパンフレットを作成す		説明会等を全国で毎年実				
			る。		施する。また、各種団体が				
					実施するセミナー、研修等				
					に講師、講演者等を派遣す				
					්				
					・平成20年度中にパンフレ				
					ットを作成する。				
24	1章	地域における	地域において、地理空間情報に関	国土交通省	平成20年度中にセミナー等				
	3		する専門知識を有する大学や民間		を実施する。				
			企業等からなる中核組織と連携し						
		普及	て、セミナー等を開催する。さらに地						
			域ブロック別などで国とこれらのよう						
			な中核組織が連携を図るための検						
0.5	1 2		計を行う。	ナナウロエットゲント	北世紀別年日 データの利				
25	1章		陸域観測技術衛星「だいち」						
	3		(ALOS)を始めとする地球観測衛星の観測データの普及・利用促進のた		用者を増加させる。				
		修の開催	め、リモート・センシングに関する知						
		1多0万円1性	識・技能を修得させることを目的とし						
			た技術研修を開催する。平成20年						
			度は、GISに関する研修を含め、3						
			回(計90名)開催する。						
26	1章	農地情報活用	農地情報の整備・活用に係る先進	農林水産省	平成22年度まで農業関係				
	3	支援事業	的事例を広く紹介するとともに地域		機関を対象とした研修会を				
	2章		に対する技術的な指導・助言を行う		事業実施県内において年1				
	3(2)		ことにより、今後行われる農地情報		回以上開催し、地域におけ				
			の整備・活用が効果的かつ効率的		る農地情報の活用を促進				
			なものとなるよう地域を支援する。		する。				
		ットによる情				1			
27			GISの整備・普及に係る政府の取り						
	3		組み等について幅広く広報するた						
		の充実	め、政府の実施するGIS施策に係る						
			総合的なポータルサイトの運用を継						
			続する。	ループ)					
28	 1章	*************************************	府省横断的な地理情報の利活用を	推准 全 举	立成22年士でにお広へ主				
Zŏ	「早 3		附有傾断的な地理情報の利活用を 図るため、各府省のシステムが共						
	3								
		エイの構築	通して備えるインターフェイスの普及 を促進するとともに、ユーザが各府						
			を促進するとともに、ユーザか合府 省の地理空間情報を使うためのゲ						
			ートウェイを政府のGISポータルサイ	/v//					
			トに構築する。						
29	 1章	官民連携ポー	民間と連携して官民の情報を総合	国土交诵省	平成20年度に着手する。				
	3		的に提供するポータルサイトの構築		1,700 1,21-18 1 7 00				
			について検討する。						
		41/41		<u> </u>	1			1	

	基本						各種計	画との	連携
整理	計画	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)	①重点	2経済	3海洋	
番号	該当				目標と達成期間	計画	成長戦	基本	利用政策
	箇所					2007	略大綱	計画	(具体的計画名)
	4. 人	材の育成							
30	1章		測量士及び測量士補のあり方及び	国十交诵省	平成21年度から測量十及	0			
	4		測量士及び測量士補試験の科目に		び測量士補試験の科目に				
	-		地理情報システム及び汎地球測位		地理情報システム及び汎				
		進	システム測量を追加することについ		地球測位システム測量を追				
			て検討する。また、測量技術者にか		加する。また、測量行政懇				
			かる資格制度について検討を行う。		談会の下に設置されている				
					測量資格制度部会におい				
					て、引き続き、測量技術者				
					にかかる資格制度について				
					検討を行う。				
31	1章	大学等と連携	地理空間情報の活用方法につい	国土交通省	テキストの作成を平成21年				
	4		て、大学等と連携したカリキュラムの		度までに行う。				
			提供及びテキストの作成等を行い、						
		教材の開発・	大学等や地域において地理空間情						
		普及	報の活用を担う人材の育成を推進						
			する。						
	5. 行	政における	る地理空間情報の活用						
(国)	こおける	る活用)							
32	1章	防災情報共有	防災関係機関が有する防災情報を	内 閣 府	システムの運用を継続的に				
	5	プラットフォー	共通のシステムに集約し、その情報	関係府省	実施する。				
	2章	ムの整備	にいずれからもアクセスし、入手する						
	3(1)		ことが可能となることを目指した共通						
			基盤を整備する。						
33	1章	犯罪情報分析		警察庁	L 情報分析支援システム	0			
	5		子地図上に表示し、他の様々な情		(CIS-CATS)(仮称)の整				
		の活用	報を組み合わせるなどして犯罪発		備を平成20年度中に行う。				
			生場所、時間帯、被疑者の特徴等						
			を分析し、よう撃捜査(犯行予測に						
			基づき捜査員を先行配置して検挙						
			する捜査)等を支援する情報分析支						
			援システム(CIS-CATS)(仮称)を						
			都道府県警察に整備し、捜査の効						
			率化・高度化を推進する。						
34	1章	面積統計調查		農林水産省	母集団整備において、適宜				
	5		活用し、耕地面積を把握する際に		衛星画像及びGISを活用				
			必要となる母集団整備の効率化を		し、作業の効率化を図る。				
		414 C	図る。	# 10 1 1 2					
35	1章		地理情報システムを活用し、特殊土	農林水産省					
	5	推進調査	壌地帯対策の実施状況等の情報と		ベースを更新する。				
			数値地図情報との一元化を図り、実						
			施状況等を整理したデータベースを						
00	1 ==		更新する。	曲ササール゙テーグ	コ七姓七字四十2				
36	1章		国有林における森林情報を一元的に管理する。本社ではの選用等を行	层	りで続き埋用する。				
	5		に管理する森林GISの運用等を行い、国有共野の管理経営の効率化						
		運用	い、国有林野の管理経営の効率化を図る。						
<u>L</u>			で 込る。						

	基本					:	各種計	画との	連携
整理	計画	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)	①重点	2経済	③海洋	④宇宙開発
番号	該当				目標と達成期間	計画	成長戦	基本	利用政策
ì	箇所					2007	略大綱	計画	(具体的計画名)
37	1章	地質資源情報	鉱物、燃料、地熱等の地質資源に	経済産業省	出版済みの各種地質資源				
ì	5	の電子化	関わる情報を、GIS化したデータベ		図を電子化して整備を図				
ì			一スとして整備する。石油等の資源		る。				
ì			開発及びこれに関連する環境管理						
ì			等での地球観測衛星データの利用						
			技術においてGISを活用する。						
38	1章		全国の国立・国定公園について、科	-					
ì	5	園総点検事業	学的データに基づき、指定状況等の		立・国定公園の総点検を実				
ì			総点検を実施する。		施。その後、成果を活用し				
ì					て引き続き公園計画の点				
(Nh T	一八出	団体になける	S統合型GIS導入促進)		検を実施する。				
			基盤地図情報を用いた地理空間情	国十交涌尖	講習会の盟催 技術和談	0			
55			報の整備・更新など地理空間情報		対応、技術に関するセミナ	_			
. _:	2章		の電子的整備・更新に対して、講習		一を開催する。				
, l ʻ	2(2)		会の開催、技術相談対応、技術に		CDDE / 00				
ì	3(2)		関するセミナーなどの技術的支援を						
	- (_/		行。						
40	1章	統合型GISの	統合型GISの整備に要する経費に	総務省	継続的に実施する。	0	0		
	5	整備に要する	ついて地方財政措置を実施する。						
. 2	2章	地方財政措置							
	2(2)								
	3(2)								
		Rife i + L	14.54						
		際協力の	推進						
		の参画)		经文本来小	仏異 南眼様おに眼子で				
41			国際標準化機構(ISO)における地理空間情報に係る規格策定等の国			_	0		
	6	TF未入の貝側	際的なルールづくりへ積極的に参加	-	Webなどの情報処理にあ ける記述方法として、「空				
			する。		間」に関する識別子Place				
			9. ⊘₀		Identifier(PI)の国際規格				
ì					化を図る。(経済産業省)				
ì					国際規格の規格策定作業				
ì					として、国内委員会に参加				
ì					するとともに、日本の国益を				
ì					主張しつつISOの国際規格				
					化を図る。(国土交通省)				
42	1章	海外技術協力	国連アジア太平洋地域地図会議、	国土交通省	国連アジア太平洋地域地図				
ì	6	の推進	アジア太平洋GIS基盤常置委員会		会議に政府代表として参加				
ì			等の国際的な地理空間情報活用の		するとともに、同会議の決議				
ì			活動を積極的に推進していく。		に基づき常設された同地域				
					の地理情報データ基盤整備				
					のあり方、そのための国際				
					協調に関する技術的・政策				
					的協議をするための会議、 委員会を推進していく。				
(デー	_ 夕敷 /	iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii			女只太で圧進しいべ。				
()	プ ェル 1章		国際GNSS(Global Navigation	国十交涌省	登録局を安定的に運用す				
43	· 								
43	6	業(IGS)への	Satellite Systems) 事業等が実施		るとともに、平成22年を日				
43	6	業(IGS)への 参加	Satellite Systems)事業等が実施 する国際測地観測等への参加を行		るとともに、平成22年を目標に父島観測局を移転登				

		基本					各種計画との連		連携	
1	整理	計画	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)	①重点	2経済	③海洋	④宇宙開発
1章 地球地図の日 表が国を中心とする各国との国際 国土交通省	番号	該当				目標と達成期間	計画	成長戦	基本	利用政策
6 ジェクトの推進 盗働により、地球線域全体の数値 地図データセントを登備するが地球地図 大地球地図第1版を平成20 年に公開、以降6年毎に アーダ生実動・整備する。 アーダ生実動・整備する。 アーダ生実動・整備を図る。 日本 各国の地質図 世界各国の地質調査機関から構成 経済産業 平成22年末で1束、東南アジアの登域 海域の 1/500万年度 200万地質図を 6 で、東南アジアル性質図の作成する。国際プロジェケトでの 6 1章 「センチネル Web-GISを用いて地図データ等と 文部科学名 使来の活動を継続して実施 マジアプロジ 201 では、海外衛星との 三地球線が常星面像等をインタ キース・アン・アン・の 推進 1/10万全株デンシル性図の 201 2		箇所					2007	略大綱	計画	(具体的計画名)
地図アーシセントを整備する「地球地図アロジェケ」の推進等図名。 1章 名国の地質図 名国の地質図 名田の地質図 名田の地質図 名田の地質図 名田の地質図 名田の地質図 名田の地質図 名田の地質図 名田の地質図 名田の	44	1章	地球地図プロ	我が国を中心とする各国との国際	国土交通省	平成19年に整備の完了し	0			
1		6	ジェクトの推進	協働により、地球陸域全体の数値		た地球地図第1版を平成20				
1章 各国の地質図 世界各国の地質調査機関から構成 されている世界地質 図要員会 (Commission for the Geological Map of the World, CGMW)において、東・東南アジアが地質図の日本担当分を作成する。				地図データセットを整備する「地球地		年に公開し、以降5年毎に				
3				図プロジェクト」の推進を図る。		データを更新・整備する。				
Commission for the Geological Map of the World, CGMW/LZAX で、東、東南アジアの陸壁、海域の 1/500万地質図を作成する。国際プロジェブト"One Geology"に参慮し、1/100万全块デンタル性質図の作成に協力する。	45	1章	各国の地質図	世界各国の地質調査機関から構成	経済産業省	平成22年までに東・東南ア				
Map of the World, CGMW)において、東・東南アジアの陸域・海域の		6	等作成	されている世界地質図委員会		ジア地質図を作成する。平				
で、東・東南アジアの陸域・海域の 1/500万地質図を作成する。国際 ロジルゲーのの Eclosy 「1~参園に、 1/100万全球デジタル地質図の作成に協力する。				(Commission for the Geological		成20年までに全球デジタル				
1/500万地質図を作成する。国際プロジェケパのe Geology 「- 参画し、1/100万全球デジタル地質図の作成に協力する。				Map of the World, CGMW)におい		地質図の日本担当分を作				
ロジェケト*One Geology*[こ参画し、 1/100万全珠デジタル地質図の作成に協力する。				て、東・東南アジアの陸域・海域の		成する。				
1/100万全球デジタル地質図の作成に払力する。 1/100万全球デジタル地質図の作成に払力する。 2				1/500万地質図を作成する。国際プ						
横二 1章				ロジェクト"One Geology"に参画し、						
46 1章				1/100万全球デジタル地質図の作						
第2章 地理情報標準 SOの国際規格に整合して地理情報標準の普及のため、最新のISOにおいて新たに国際規格を構定した。				成に協力する。						
エクトの推進 いた地球観測衛星画像等をインタ 連携等の実施により、「セン	46	1章	「センチネル・	Web-GISを用いて地図データ等と	文部科学省	従来の活動を継続して実施				O*1·3
等による衛星 - 木小を通じて提供し、アジア地域 データの提供 データの提供 データの提供 が国の障域においちのにしまが国の障域に 測技術衛星庁といち」(ALOS)などの 地球観測衛星の観測データを、開 発途上国を中心とした諸外国の関 係機関に提供する。 第2章 地理情報の要備・提供に関する基準等の策定・普及 (地理情報の標準化) 47 2章 が理情報標準 ISOの国際規格に整合して地理情報 報標準の普及のため、最新のISO 規格及びJS規格に基づしてアイル (JPGIS)を適時に改訂するととも に、その普及を図る。また、地理情報 報標準に受したデータを備が円滑に進むよう技術的な支援を行う。 48 2章 地理情報標準 基盤地図情報を整備・提供する際に は、本学して地理情報標準 「GMLを 健地図情報の基準と」は、本先して地理情報標準 「GMLを 健地図情報の関係を関係的に表示して、企要に応じ、順次速や かにJIS化原薬を作成する。また、適時にJPGISを		6	アジア」プロジ	の重ね合わせによる付加価値のつ		するとともに、海外衛星との				宇宙開発に関す
データの提供 の国々で災害関連情報を共有する 表が国主導の「センチネル・アジア」の推進等を通に、我が国の陸域観測技術衛星「たいち」(ALOS)などの地球観測衛星の観測データを、開発途上国を中心とした諸外国の関係機関に提供する。 第2章 地理情報の整備・提供に関する基準等の策定・普及 (地理情報の複準化) 47 2章 1(1) 地理情報標準 の整備・提供に関するよとも「に、その普及を図る。また、地理情報標準での影響に変して、必要において休奈化した地理情報標準では、対した地理情報標準では、対した地理情報標準では、対した地理情報標準では、対した地理情報標準では、対した地理情報標準では、対した地理情報標準では、対した地理情報標準では、対した地理情報標準では、対した地理情報標準では、対した地理情報標準では、対したが、表新のISO 規格及びJIS規格に基づいて休奈化した地理情報標準では、対したが、表新のISO 規格及びJIS規格に表づいて休奈化した地理情報標準では、対したが、表示が、対して、必要に応じ、順次速やかに、JISに原文を作成する。また、適時にJPGISを改定するとともに、、GMLを地理情報標準に乗加したデータ整備が大力に対して、必要にお合する。を使用した。は、率先して地理情報標準の関係では、対したが、対したが、対しては、対したが、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては			ェクトの推進	いた地球観測衛星画像等をインタ		連携等の実施により、「セン				る長期的な計
## 表が国主導の「センチネル・アジア」 の推進等を通じ、我が国の陸域観測技術倫里「たいち」(ALOS)などの地球観測衛星の観測データを、開発途上国を中心とした諸外国の関係機関に提供する。 ## 1. 地理空間情報の整備・提供に関する基準等の策定・普及 (地理情報の複準化) 2章			等による衛星	一ネットを通じて提供し、アジア地域		チネル・アジア」プロジェクト				画、CSTP分野
の推進等を通じ、我が国の陸域観測技術衛星だわら」(ALOS)などの地球観測衛星の観測データを、開発途上国を中心とした諸外国の関係機関に提供する。 第2章 地理情報システム(GIS)に関する施策 1. 地理空間情報の整備・提供に関する基準等の策定・普及 (地理情報の標準化) 47 2章 地理情報標準 あいます。また、地理情報標準の整備を関する。また、適時によりでは、一次の要は、いて、必要に応じ、順次速やかにより活化原薬を中間をのため、最新のISO規格に基づいて体系化した地理情報標準プロファイル(以PGIS)を適時に改訂するとともに、その普及を図る。また、地理情報標準「記を図る。また、適時にJPGISを適時に次訂するとともに、その普及を図る。また、地理情報標準に統合する。また、適時にJPGISを適時に次訂するとともに、その普及を図る。また、地理情報標準に統合する。場標準に準拠レナデータ整備が円滑に並むよう技術的な支援を行う。 48 2章 地理情報標準 基盤地図情報を整備・提供する際には、率先して地理情報標準「GMLを使用し、これらの普及のための環境整備を関する場合と、は、率先して地理情報標準、GMLを使用して整備・提供する際には、率先しても使用を可能が表現である。また、適時に対して整備・提供する際には、本先しても関連体を整備・提供する際には、本先しても関連体験である。また、適時によりでは、表述の情報は、地理情報、「提供する。」 49 2章 地理情報標準 世界報標準 は、本先しても関連体験で、原用し、これらの普及のための環境を発信。表述の表述を使用し、これらの普及のための環境である。表述を使用してを構造を関する。を発活動として、毎年全国でセミナーを開催する。を発活動として、毎年全国でセミナーを開催する。また、適時によいても使用して整備・現までは、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表			データの提供	の国々で災害関連情報を共有する		を推進する。				別推進戦略)
### ### ### ########################				我が国主導の「センチネル・アジア」						
# 地球観測衛星の観測データを、開 発途上国を中心とした諸外国の関 係機関に提供する。 ###をJISCOの国際規格に整合して地理情 報標準をJISCOの国際規格に整合して地理情 報標準の普及のため、最新のISO 規格及びJIS規格に基づいて体系 化した地理情報標準プロファイル (JPGIS)を適時に改訂するととも に、その普及を図る。また、地理情 報標準に準拠したデータ整備が円 洲に進むよう技術的な支援をの際に 1(1) を使用した基 盤地図情報の 整備・提供 を側し、これらの普及のための環境 を備・担け、 本先して地理情報標準、GMLを 使用し、これらの普及のための環境 整備を図る。 ###をJISCOの国際規格に基づいて体系 化した地理情報標準プロファイル (JPGIS)を適時に改訂するととも に、その普及を図る。また、地理情 報標準に準拠したデータ整備が円 別に進むよう技術的な支援を行う。 本理情報標準に構成。 提供する際に は、率先して地理情報標準、GMLを 使用し、これらの普及のための環境 整備を図る。 ###、GMLを使用して整備・ ・提供する。 ###、GMLを使用して整備・ ・提供する。 ###、GMLを使用して整備・ ・提供する。 ###、GMLを使用して整備・ ・提供する。 ###、GMLを使用して整備・ ・提供する。 ###をJINCO O O O O O O O O O O O O O O O O O O				の推進等を通じ、我が国の陸域観						
第2章 地理情報。				測技術衛星「だいち」(ALOS)などの						
第2章 地理情報システム(GIS)に関する施策 1. 地理空間情報の整備・提供に関する基準等の策定・普及 (地理情報の標準化) 47 2章 1(1) の整備 期間				地球観測衛星の観測データを、開						
第2章 地理情報システム(GIS)に関する施策 1. 地理空間情報の整備・提供に関する基準等の策定・普及 (地理情報の標準化) 47 2章 地理情報標準 ISOの国際規格に整合して地理情報機準をJISOにおいて新たに国際規格が確定した項目について、必要に応じ、順次速やがにJISV化原案を作成する。また、地理情報標準の普及のため、最新のISO規格及びJIS規格に基づいて体系化した地理情報標準プロファイル(JPGIS)を適時に改訂するとともに、その普及を図る。また、地理情報標準に差が上に、その普及を図る。また、地理情報標準に対応合する。また、適時にJPGISを改定するとともに、例Lを使用した手一タ整備が円滑に進むよう技術的な支援を行う。 48 2章 地理情報標準 基盤地図情報を整備・提供する際には、率先して地理情報標準、GMLを使用して整備・提供する。整備・提供の整備・提供する。を使用した基盤地図情報を使用し、これらの普及のための環境整備・提供する。 49 2章 地理情報標準 地理情報標準が地方公共団体や民間においても使用とれるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技術支援シールを必要に応じて 第2 を受用の普及 地理情報標準が地方公共団体や民間においても使用されるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技術支援シールを必要に応じて				発途上国を中心とした諸外国の関						
1. 地理空間情報の整備・提供に関する基準等の策定・普及 (地理情報の標準化) 1(1) 2章 地理情報標準 1(1) の整備 1(1)				係機関に提供する。						
1. 地理空間情報の整備・提供に関する基準等の策定・普及 (地理情報の標準化) 1(1) 2章 地理情報標準 1(1) の整備 1(1)										
1	第2	2章	地理情報	みシステム(GIS)に関	する施タ	簑				
1		1. 地	理空間情	報の整備・提供に関する	基準等の	策定•普及				
1(1) の整備 報標準をJIS化する。また、地理情報標準の普及のため、最新のISO 規格及びJIS規格に基づいて体系化した地理情報標準プロファイル(JPGIS)を適時に改訂するとともに、その普及を図る。また、地理情報標準に維拠したデータ整備が円滑に進むよう技術的な支援を行う。 国土交通省 基盤地図情報を整備・提供する際には、率先して地理情報標準、GMLを使用した基盤地図情報の普及のための環境整備を図る。 上央	(地理									
報標準の普及のため、最新のISO 規格及びJIS規格に基づいて体系化した地理情報標準プロファイル(JPGIS)を適時に改訂するとともに、その普及を図る。また、地理情報標準に準拠したデータ整備が円滑に進むよう技術的が支援を行う。 48 2章 地理情報標準基盤地図情報を整備・提供する際には、率先して地理情報標準、GMLを整備の関土し、本学して地理情報標準、GMLを機力の主要が要が、基備・提供を図る。 49 2章 地理情報標準 地理情報標準が地方公共団体や民間においても使用されるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技術支援を行う。 49 2章 の普及 地理情報標準が地方公共団体や民間においても使用されるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技術支援ツールを必要に応じて	47	2章	地理情報標準	ISOの国際規格に整合して地理情	国土交通省	ISOにおいて新たに国際規	0	0		
規格及びJIS規格に基づいて体系 化した・地理情報標準プロファイル (JPGIS)を適時に改訂するととも に、その普及を図る。また、地理情報標準に進拠したデータ整備が円 滑に進むよう技術的な支援を行う。 48 2章 地理情報標準を整備・提供する際には、率先して地理情報標準、GMLを使用した基盤地図情報を整備・提供を使用した基盤地図情報の整備・提供を開用して整備・提供する。 整備・提供を備を図る。 49 2章 地理情報標準 地理情報標準が地方公共団体や民間においても使用されるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技術支援を行う。 49 2章 が理情報標準が地方公共団体や民間においても使用されるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技術支援を行う。		1(1)	の整備	報標準をJIS化する。また、地理情		格が確定した項目につい				
(ルした地理情報標準プロファイル (JPGIS)を適時に改訂するとともに、GMLを				報標準の普及のため、最新のISO		て、必要に応じ、順次速や				
(JPGIS)を適時に改訂するとともに、GMLをに、その普及を図る。また、地理情報標準に準拠したデータ整備が円滑に進むよう技術的な支援を行う。 48 2章 地理情報標準 基盤地図情報を整備・提供する際には、率先して地理情報標準、GMLを盤地図情報の使用し、これらの普及のための環境整備・提供する。 49 2章 地理情報標準 地理情報標準が地方公共団体や民間においても使用されるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技術支援を行う。 (JPGIS)を適時に改訂するとともに、GMLを地理情報標準に統合する。 国土交通省基盤地図情報は地理情報 (基盤地図情報は地理情報 (基盤地図情報の標準、GMLを使用して整備・提供する。 を使用して整備・提供する。 を確を図る。 49 2章 地理情報標準が地方公共団体や民間においても使用されるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技術支援シールを必要に応じて				規格及びJIS規格に基づいて体系		かにJIS化原案を作成す				
に、その普及を図る。また、地理情報標準に統合する。 地理情報標準に準拠したデータ整備が円滑に進むよう技術的な支援を行う。 地理情報標準 基盤地図情報を整備・提供する際には、率先して地理情報標準、GMLを整備・提供する。 基盤地図情報の使用した基盤地図情報の使用し、これらの普及のための環境整備・提供する。 地理情報標準 地理情報標準が地方公共団体や民間においても使用されるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技術支援を行う。 は、本人の一ジで技術支援ツールを必要に応じて 地理で記憶するにおい、ホームページで技術支援ツールを必要に応じて 地理に応じて 地理で記憶するにおい、ホームページで技術				化した地理情報標準プロファイル		る。また、適時にJPGISを				
報標準に準拠したデータ整備が円 滑に進むよう技術的な支援を行う。 48 2章 地理情報標準 基盤地図情報を整備・提供する際に 1(1) を使用した基 盤地図情報の 整備・提供 整備を図る。 49 2章 地理情報標準 1(1) の普及 地理情報標準が地方公共団体や民 間においても使用されるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技 術支援を行う。 49 を開し、これらの普及のための環境 を構造して整備・提供する。 第2 地理情報標準が地方公共団体や民 同においても使用されるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技 術支援を行う。 49 を開きれるよう、セミナーを開催する ほか、ホームページで技術 支援ツールを必要に応じて				(JPGIS)を適時に改訂するととも		改定するとともに、GMLを				
報標準に準拠したデータ整備が円 滑に進むよう技術的な支援を行う。 48 2章 地理情報標準 基盤地図情報を整備・提供する際に 1(1) を使用した基 盤地図情報の 整備・提供 整備を図る。 49 2章 地理情報標準 1(1) の普及 地理情報標準が地方公共団体や民 間においても使用されるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技 術支援を行う。				に、その普及を図る。また、地理情						
48 2章 地理情報標準 基盤地図情報を整備・提供する際に 国土交通省 基盤地図情報は地理情報 で使用した基盤地図情報の 性用し、これらの普及のための環境を を使用し、これらの普及のための環境を を備・提供 整備を図る。 を備を図る。 地理情報標準 地理情報標準が地方公共団体や民 国土交通省 地理空間情報の標準化の 音及・啓発活動として、毎年 全国でセミナーを開催する ほか、ホームページで技術 支援ツールを必要に応じて で表・変援・アルを必要に応じて で表・変援・アルを必要に応じて で表・変援・アルを必要に応じて で表・変援・アルを必要に応じて で表・変援・アルを必要に応じて で表・変援・アルを必要に応じて で表・変援・アルを必要に応じて で表述を表述を表述を表述される では、カームページで技術を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を				報標準に準拠したデータ整備が円						
1(1) を使用した基盤地図情報の整備・提供 は、率先して地理情報標準、GMLを使用して整備・提供する。 標準、GMLを使用して整備・提供する。 49 2章 地理情報標準が地方公共団体や民間においても使用されるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技術支援を行う。 国土交通省日本の標準化の日本の標準化の日本の開催するにおいても使用されるよう、セミナーを開催するにおい、ホームページで技術支援ツールを必要に応じて				滑に進むよう技術的な支援を行う。						
盤地図情報の 使用し、これらの普及のための環境 ・提供する。 ・提供する。 整備・提供 整備を図る。 地理情報標準 地理情報標準が地方公共団体や民 国土交通省 地理空間情報の標準化の 一の普及 間においても使用されるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技 術支援を行う。 (3) (3) (4) (4) (5) (6) (7)	48	2章	地理情報標準	基盤地図情報を整備・提供する際に	国土交通省	基盤地図情報は地理情報	0	0		
整備・提供 整備を図る。		1(1)	を使用した基	は、率先して地理情報標準、GMLを		標準、GMLを使用して整備				
49 2章 地理情報標準 地理情報標準が地方公共団体や民 国土交通省 地理空間情報の標準化の ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			盤地図情報の	使用し、これらの普及のための環境		・提供する。				
1(1) の普及 間においても使用されるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技術支援を行う。 普及・啓発活動として、毎年 全国でセミナーを開催する ほか、ホームページで技術 支援ツールを必要に応じて			整備•提供	整備を図る。						
一の開催等の標準の普及活動や技術支援を行う。 全国でセミナーを開催する ほか、ホームページで技術支援ツールを必要に応じて 支援ツールを必要に応じて	49	2章	地理情報標準	地理情報標準が地方公共団体や民	国土交通省	地理空間情報の標準化の	0	0		
術支援を行う。 ほか、ホームページで技術 支援ツールを必要に応じて		1(1)	の普及	間においても使用されるよう、セミナ		普及・啓発活動として、毎年				
支援ツールを必要に応じて				一の開催等の標準の普及活動や技		全国でセミナーを開催する				
				術支援を行う。		ほか、ホームページで技術				
提供する。						支援ツールを必要に応じて				
						提供する。				

	基本						各種計	画との	連携
整理		施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)		1		④宇宙開発
番号	該当	NEA-U	ne A im A	12.4/N B	目標と達成期間	計画	成長戦		利用政策
H 7	箇所			1	日 小二年/5月1日	2007	略大綱		(具体的計画名)
(地)		情報全般の	 整備・更新・提供・流通に関する	るルール等	;)	2007	トロノンが	비교	シミアドリロ (四位)
_	生工间 2章		モデル的な実証調査等を行い、基			0			
55	•		盤地図情報を基準に整備した地理		行い、技術的支援を開始す			ا ا	1
			空間情報の位置的整合性の検証を		る。	۱ ۱			Ī
	-\'/		実施し、地理空間情報の位置的整			۱ ۱			Ī
	1		合性を担保する方法を検討する。	1		۱ ۱		! <u> </u>	Ī
51	2章		地方公共団体等におけるモデル実	国土交诵名	平成21年度までに、マニュ		 	+-+	1
-			証調査等を通じて、地理空間情報		アル等を整備する。	۱ ۱		! <u> </u>	Ī
	, _ /		の整備・共用・インターネットでの提			۱ ۱		! <u> </u>	Ī
	1	11/20	供等の取組に関する課題抽出・対			۱ ۱			Ī
	1		応策の検討を行い、地理空間情報			! i			Ī
	1		の整備・更新・提供・流通のルール			! i			1
	1 [等を定めたマニュアル等の作成を3			۱ ۱		ا ا	1
	1		カ年かけて実施する。	[i		۱ ۱			Ī
52	2章		既存のWebサーバに所有されるデ	経済産業省	動向調査等を平成20年度	<u> </u>			İ
			一タを重畳的に表現可能にするツ		に行う。	۱ ۱			1
	/		ール(SVGなど)に関する動向調査			۱ ۱		ı	1
		用する方法の		1	ļ	۱ ۱	[]		1
		検討		ļ i	ļ	۱ ۱			1
53	2章		地名や住所等から地理空間情報上	国土交诵省	平成20年度から検討を開	0		1	1
			の場所や地域の特定を可能とする		始する。	۱ - ۱		ı	1
		討	地理識別子の体系等に関する調査		ļ	۱ ۱		ı	1
	1		検討を実施する。また、共有した地			۱ ۱		ا ا	1
	1		理空間情報を容易に組み合わせて			! i			1
	1		利用する際のキーの一つである地			! i			1
	<u> </u>		名コードについて検討する。	<u> </u>		<u>'_</u>		<u> </u>	<u> </u>
54	2章	地理空間情報	地理空間情報の活用における個人	推進会議	ガイドラインを策定する。				I
			情報の取扱いに関する実務上のガ	1		! i			1
	4(1)		イドラインを策定する。	1		۱ ۱		! <u> </u>	1
	1 [取扱いに関す		1		۱ ۱		ا ا	1
	1	る実務上のガ		1		! i			1
	1	イドラインの策		1		۱ ۱		! <u> </u>	1
		定		<u></u>		<u> </u>		1	
55	•		地理空間情報を扱う際の(データの		ガイドラインを策定する。	۱ ۱			1
			二次利用に関する)実務上のガイド			! i			1
	4(2)		ラインを民間を含めた体制で検討し	1	ļ	۱ ۱		ı	1
		用に関する実		1	ļ	۱ ۱		ı	1
		務上のガイド		1	ļ	۱ ۱		ı	1
	C=+-	ラインの策定		1# ># -	*☆レコナーナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u></u>	\longmapsto	<u> </u>	1
56			国は、地理空間情報の活用推進と		週切な枠組みを構築する。	۱ ۱		ı	1
	4(3)		のバランスを取りつつ、国の安全の		ļ	۱ ۱		ı	1
		- '	観点から配慮すべき事項について	1	ļ	۱ ۱	[]		1
	1		適切な枠組みの構築を図る。	1		! i			1
E7		枠組みの構築	国土地理院が保有する旧版地図等	国土六字小	過去のデーク数件の吐べ			$\sqcup \sqcup$	1
57		1.					0		1
	1(2)	ハゴノ笠加	をアーカイブ化し、提供する。また、過去に作成され、電子化や提供・流		国土管理、地域活性化等への利活用について引き				1
	1 [過去に作成され、電子化や提供・流 通が図られていない地図や統計デ			۱ ۱		ا ا	1
	1		通か図られていない地図や統計で 一夕等の歴史的資料の活用方策に		続き検討する。	۱ ۱		! <u> </u>	1
	1 [一分等の歴史的資料の活用万東についても検討する。	1		۱ ۱		ا ا	1
L			して、これが出っている。	<u></u>		<u></u> .	ullet	<u>l</u>	1

	基本						各種計	画との	連携
整理	計画	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)	①重点		③海洋	連携 4宇宙開発
番号	該当	地水石	心水地女		目標と達成期間	計画	成長戦	基本	利用政策
田勺	あョ 箇所				口保区连风期间				
(其书		情報の整備が	 のための基準等の普及)			2007	略大綱	計画	(具体的計画名)
_	至地区 2章		平成20年3月に改訂した公共測量	国十交涌出	毎年、年度計画の押握等を	0			
00	•		に係る作業規程の準則を普及する	-	行う。				
	1 (0)		ため、測量法第35条に基づき公共		1170				
		進	測量の年度計画を把握するとともに						
		~=	実施計画書の提出を促し、適切な						
			技術的助言の実施及び成果提出の						
			促進を図る。						
	2 排	理空間情	- 報の整備・更新・提供の 丼	作准					
(主	夏図等			<u> </u>					
	2章		防災、環境及び土地利用に関する	国土交通省	整備・提供する主題図デー				
00	2(1)		各種の主題図データ(地形分類や	-	タを増加させる。				
	2(1)	00 歪闹 12 尺	土地利用など)の整備・提供を行う。		アと相加でとる。				
60	2章	国十数值情報	土地利用、地価等の国土数値情報	国十交诵省	毎年度整備・更新を行った				
	2(1)		を整備し、適時に更新するとともに、		情報をインターネットでダウ				
	(3)		データをインターネットで提供する。		ンロード可能とする。				
	(0)	サービス	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		I THEE				
61	2章		防災(地震動、土砂災害等)や国土	経済産業省	平成22年度までに各種地				
	1(1)	備	の有効利用に資するために、国土		質図幅類を、5万分の1地				
	2(1)		の基礎的な基本情報としての地質		質図幅については国土の				
	(3)		情報整備の推進を図る。		74%を、20万分の1地質				
	(0)		THTKE IMOVIDE CELO		図幅においては100%を、				
					海洋地質図においては日				
					本周辺海域の96%をカバ				
					一する。シームレス地質図				
					をウェブ公開し、整備・更新				
					を継続する。				
62	2章	地盤情報の提	国土交通省の持つ地質情報につい	国土交通省	平成20年度についても引き				
	2(3)	供	て引き続き、データの整備を進め、		続きデータの整備を進め、				
			順次公開を行うとともに関係機関と		順次公開を行う。				
			共有化を図る。						
63	2章		未刊行である四国・九州・北海道の		平成27年までに全国約				
	2(1)		地すべり地形分布図を作成し、Web		1,100面を作成し、Web上で				
		化	公開範囲の拡大を進める。また、		の公開を目指す。				
			WMSを用いて各種地理データとの						
			重ね合わせを実現させるため、世界						
			測地系への変換を早急に行うととも						
	o **	11.01 27 -	に、WFSへの対応を検討する。	AT 14 -4 - 10 -11					
64	2章		火山災害の軽減・防災計画に資す						
			ることを目的として火山地質図の整		の成果を含め火山地質図				
	(3)	電子化	備を進めるとともに、当該火山に関		累計16図、火山研究解説				
			する各種データを集積して解説を加		集2件を整備する。活断層				
			えた火山研究解説集を作成する。		データベースについては従				
			活断層に関しては、活断層活動確		来の活断層情報と他の地				
			率地図、ストリップマップ、活構造図		質情報の統合化を進め、GI				
			等の公開済みデータをデジタル化・ な ーナス		S化したデータベースとして 救機士ス				
			統合する。		整備する。				

	基本						各種計	画との	連携
整理		施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)	①重点		③海洋	
番号		20011	20211112	,	目標と達成期間	計画	成長戦	基本	利用政策
	箇所					2007	略大綱	計画	(具体的計画名)
65	2章	環境GISの整	大気汚染、水質汚濁等の環境デー	環 境 省	環境データを逐次更新す				34113811111
	2(3)	備運用	タをデータベース化し、環境GISから	-	る。				
	_ (0)	13	情報配信するとともに、データのダ		30				
			ウンロードサービスを行う。						
66	2章	开自理! 李桂	環境との調和に配慮した土地改良	典サルボツ	平成22年度士でに会国の				
00	2早 2(1)		事業の推進と農村環境の保全形成						
	2(1)	动色	事業の推進と展刊環境の保主形成 に資するため、広域農業地域を対		広域農業地域のデータを整				
			まに生息環境の評価区分を行い、		備する。 				
			生息環境に関する地理情報を整備						
			する。						
67	2章	上版名描述	9 る。 生物多様性情報の整備を継続し、	理 培 少	2万5千公の1姉生図につ				
07			関覧及びダウンロードによる提供を	-	いて、平成24年3月までに				
	(3)	供供	推進する。特に2万5千分の1植生		国土の約6割整備・提供す				
	(3)	八	図の整備、提供、GIS化の推進		る。また、平成22年度まで				
			を図る。また、学術研究や自然環境		る。よた、十成22年度より にサンゴ礁の分布図を作成				
			モニタリングに資するため、国内及		する。				
			び国外におけるサンゴ礁の分布図		9 %				
			を作成し、サンゴ礁分布図の閲覧や						
			ダウンロードサービスを行う。						
68	2章	国有林におけ	国有林における森林の状況の変化	農林水産省	概わ5年周期で国有林を占				
00	2(1)		等に伴う地図情報の修正を森林計		める地域の数値地図情報				
	2(1)	報の更新	画樹立時に併せて実施し、森林吸		の更新が完了するよう計画				
		TK 07 X 491	収量報告に必要となる森林の位置		的に毎年地図情報を更新				
			情報の品質を高めるとともに、国有		する。				
			林野事業の効率的な実施に資する。		7 30				
69	1章	水土里情報利	農地や水利施設等に関する情報を	農林水産省	平成22年度まで全国的な				
	5		収集し、農業者等へ広く提供可能な		地図情報を整備する。				
	2章		地図情報やオルソ画像を整備する						
	2(1)		ことにより、農村の振興等を目的とし						
	(2)		た多様な取り組みの円滑な推進を						
	3(2)		支援する。						
70	2章	防災情報提供	国土交通省内の各部局が保有する	国土交通省	引き続き、ホームページに				
	2(3)	センターによ	防災に関する情報を集約し、防災情		よる情報提供を継続する。				
		る防災情報の	報提供センターホームページにより						
		提供	提供する。						
71	2章	水情報国土	水に関する情報を集約し、水情報	国土交通省	引き続き、ホームページに				
	2(3)	データ管理セ	国土データ管理センターホームペー		よる情報提供を継続する。				
		ンターによる	ジにより提供する。						
		水に関する情							
		報の提供							
72	2章		国有財産に関する一件別の情報、	-	毎年度継続的に行う。				
	2(1)	_	全国の財務局等で売出中の入札物						
		の運用	件等の情報、統計情報などについ						
			て、整備更新を行い、引き続き、閲						
			覧・提供に供する。						
73	2章		土地市場の透明化・取引の円滑化・	-	継続的に更新・提供を行う。				
	2(3)		活性化を図るため、取引当事者の						
		・提供の推進	協力により取引価格等の調査を行						
			い、物件が特定できないよう配慮し						
			て土地取引の際に必要となる取引						
			価格情報等の提供を行なう。						

	基本					:	各種計	画との	連携
整理	計画	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)	①重点	2経済	3海洋	④宇宙開発
番号	該当				目標と達成期間	計画	成長戦	基本	利用政策
	箇所					2007	略大綱	計画	(具体的計画名)
(地界	杉図)								
74	2章	数值地図	数値地図25000の更新、提供(刊	国土交通省	継続的な更新・提供を実施	0			
	2(3)	25000の 更	行、インターネット提供)を引き続き		する。				
		新、提供	実施する。						
(地4	呂情報)			<u> </u>				
75	2章	街区レベル位	街区レベル位置参照情報を年1回	国土交通省	毎年度更新する。				
	2(1)	置参照情報等	以上更新する。さらに、大字・町丁目						
	(3)	の整備・更新・	の位置参照情報を整備し、更新す						
		提供	వ 。						
(海均	或の地	理空間情報)			1				
76	2章2	海域の地理空	我が国の沿岸詳細基盤情報の整備	国土交通省	状況を把握してから6ヶ月			0	
	(1)	間情報の整備	を行う。		以内に整備する。				
(統語	計情報)							
77	2章	統計GISの拡	政府統計共同利用システムにおい	総務省	平成20年度に新システム	0			
	2(1)	充	て政府統計に関連する情報全体の	及び	の本格運用を開始する。				
	(3)		窓口となる「政府統計の総合窓口」	関係府省					
			(e-Stat)上に統計地理情報システ						
			ム(「地図で見る統計」(統計GIS))を						
			整備し、各府省が保有する地域統						
			計データの同システムへの掲載及						
			び境域情報の整備を行い、各府省						
			が作成した統計情報を提供する。						
78	2章	統計の二次的	平成21年春に予定される統計法の	総務省	平成21年春までに実施す		0		
	2(1)	利用の推進	全部施行までに、委託よる統計の作		న 。				
	_,,,	13/13/4	成等や匿名データの提供に係るガ						
			イドラインを策定する。						
79	2章	公的統計の体	平成21年春に予定される統計法の	総務省	平成21年春までに実施す		0		
	2(1)	系的整備	全部施行までに、公的統計の整備	-	る。				
	, ,		に関する基本計画を策定する。						
(空中	中写真)			I				
80	2章	国有林におけ	国有林における森林計画樹立にあ	農林水産省	概ね5年周期で国有林を占				
	2(1)	る空中写真撮	たっての基礎資料として活用するた		める地域の撮影を完了する				
		影	めに、主として国有林が占める地域		よう計画的に毎年撮影を実				
			を、計画的に空中写真撮影を行う。		施する。				
81	2章	国土の周期的		国土交通省	概ね5年周期で撮影を行	0		0	
	•	な撮影	期的な撮影を行う。また、オルソ画		う。また、平成23年度まで				
			像(地図と重ね合わせ可能な写真)		に、市街化区域・市街化調				
			の整備を推進する。		整区域内のオルソ画像を				
					整備する。				
82	2章	空中写真の有	国土交通省が保有する空中写真を	国土交通省					
	2(1)		オルソ化し、インターネットで提供す		る。				
	(3)		వ 。						
83	2章		国、地方公共団体等の保有する空		接続機関を毎年増加させ				
	2(3)	情報所在検索	中写真を、地図上でワンストップで		る。				
		-	検索できる「航空写真画像情報所在						
		ムの充実	検索・案内システム」の接続機関を						
			増やす等の取組を充実させる。						

	基本					:	各種計	画との	連携
整理	計画	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)	①重点	2経済	③海洋	4宇宙開発
番号					目標と達成期間	計画	成長戦	基本	利用政策
	箇所					2007	略大綱	計画	(具体的計画名)
(衛星	星画像)							
84	2章	衛星画像の整	資源探査用将来型センサ(ASTER)	経済産業省	平成22年度まで地球観測				O*4·5·6
	2(1)	備・提供	による衛星画像の整備を行い、提		衛星データの継続的な提				(地球観測の推
		(ASTER)	供する。		供を行う。				進戦略、我が国
									における地球観
									測の在り方及び
									実施方針)
85	2章	衛星画像の整	平成18年1月に打ち上げられた陸	経済産業省	平成22年度まで地球観測				O*4·5·6
	2(1)	備・提供(だい	域観測技術衛星「だいち」搭載セン		衛星データの継続的な提				(地球観測の推
		ち)	サPALSARによる衛星画像の整備		供を行う。				進戦略、我が国
			を行い、提供する。						における地球観
									測の在り方及び
									実施方針)
86	2章	陸域観測技術	基盤地図情報の継続的な整備・提	文部科学省	衛星の運用及び利用実証		0		O*1·3
	2(1)	衛星「だいち」	供に資するため、関係府省や機関と		実験を継続することにより、				宇宙開発で関す
	(2)	(ALOS)の運	連携しながら、陸域観測技術衛星		基盤地図情報の整備・提供				る長期的な計
		用	「だいち」(ALOS)による地図作成、		等に貢献する。				画、CSTP分野
			全国5万分の1の衛星画像の作成						別推進戦略)
			等の利用実証実験を実施する。						
(基型	盤地図	情報)【基盤:	地図情報の整備・更新・提供】						
87	2章	地形図データ	基盤地図情報に係る項目を含む縮	国土交通省	変化を捉え適時の更新を	0			
	2(1)	の整備・更新	尺レベル25000の地形図データを整		行う。				
	(2)		備・更新する。						
88	2章	道路関係図面	道路工事完成図等作成要領に基づ	国土交通省	データの整備・蓄積を進め				
	2(2)	の電子化	く電子化を進めるなど、道路関係図		వ 。				
			面の電子化を進める。						
89	2章	地方公共団体	地方公共団体においても、都市計	国土交通省	引き続き、公共測量作業計	0			
	2(2)	への技術的支	画基図など、通常、行政の各分野で		画に対し技術的な助言を行				
		援	整備・更新している基盤地図情報に		い、測量成果が基準どおり				
			係る項目を含む地図が基準に基づ		作成されているか審査を行				
			き電子的に整備・更新され、できる		い結果を通知する。				
			限り新鮮で高精度なものとして維持						
			されるよう、技術的支援を行う。						
90	2章	基盤地図情報	基盤地図情報が様々な主体が整備	国土交通省	平成21年度までに市街化	0	0		
	2(2)	の整備・更新	する地理空間情報の基準として活		区域・市街化調整区域内の				
			用されるよう、国、地方公共団体等		基盤地図情報を整備する。				
			が整備・更新した大縮尺地図データ		なお、基盤地図情報の標				
			や既存の数値地図2500及び数値		高点については、平成23年				
			地図25000をオルソ画像を利用する		度までに整備する。				
			などして集約・シームレス化し、より						
			利便性の高い基盤地図情報の効率						
			的な整備を進め、平成23年度まで						
	- -	## double 1 = 1 = 1	に概成する。	· - ·					
91	2章		国及び地方公共団体が保有する基	国土交通省 		0	0		
	2(3)	の提供	盤地図情報を集約し、シームレスに		尺レベル2500のデータ整				
			接合した縮尺レベル2500、25000相当		備が完了した地域につい				
			の基盤地図情報を平成20年度から		て、電子地図のインターネッ				
			インターネットにより無償提供する。		トによる提供を開始する。				
			さらに、国以外でもこうした取組が普		・縮尺レベル25000のデー				
			及するよう、地方公共団体等への働		タについても平成20年度か				
			きかけや、相談体制の充実を図る。		ら提供を開始する。				

	基本					;	各種計	画との	連携
整理	計画	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)	①重点	②経済	③海洋	
番号	該当				目標と達成期間	計画	成長戦	基本	利用政策
	箇所					2007	略大綱	計画	(具体的計画名)
92	2章	ワンストップサ	国及び地方公共団体が公共測量に	国土交通省	測量成果をワンストップで	0	0		
	-		おいて整備する各種の基盤地図情	-	提供するサービスを平成22				
	_ (_,	テム構築	報を円滑に流通させるため、その所		年度までに開始する。				
		, —III-X	在を検索することができるクリアリン		1/201 (1-////21 / 00				
			グハウスの充実等を図るとともに、						
			ワンストップで提供するサービスを						
			関係機関と連携して実施する。						
(其	经抽图	情報)「批雑	調査、登記所備付地図等の電	スルの姓き					
	2章		海直、豆己が帰り地図寺の竜 老朽化した木造建築物が密集して				0		
93	•			-					
	2(2)		いる密集市街地、中心市街地などを		街地 等 を重点整備する。				
			対象として、街区外周の官民境界の						
0.4	ᅉ	査)	位置情報に関する調査を行う。	日上 大浮小	人団幼に44条柱おの数件				
94	2章		土地の有効利用の基盤となる地籍	国工父进有 					
	2(2)	進	調査の推進を図る。	14 75 ds	を進める。		_		
95	2章		登記所備付地図及び公図の電子化	法務省			0		
	2(2)		ক্রিত		完了する。				
		電子化							
96	2章	地籍整備	不動産登記法に基づく筆界特定制						
	2(2)		度(筆界特定登記官が、関係資料		施する。				
			や外部専門家の意見に基づき、登						
			記された土地の境界(筆界)を適正						
			かつ迅速に特定する手続き。平成						
			17年度に導入。)や、裁判外紛争解						
			決手続の促進に関する法律に基づ						
			く裁判外紛争解決制度(ADR)も活						
			用して、地籍の明確化を推進してい						
			⟨ ₀						
(基集	盤地図	情報)【民間》	則量成果の活用方策の検討】						
97	2章	民間測量成果	基盤地図情報の整備・更新におけ	国土交通省	基盤地図情報の整備・更新	0			
	2(2)	の活用	る民間測量成果の活用について検		における民間測量成果の				
			討する。また、公共測量における民		活用について検討する。ま				
			間測量成果の活用について検討		た、公共測量における民間				
			し、運用を開始する。		測量成果の活用について				
					検討し、平成20年度内に運				
					用を開始する。				
(基提	盤地図	情報)【基準』	点情報の維持管理等】						
	2章		基準点測量を計画的に実施すると	国土交通省	平成22年度末までにセミ・				
	2(2)		ともに、セミ・ダイナミック補正(基準	-	ダイナミック補正を公共測				
			点測量の結果から地殻変動の影響		量へ導入する。				
			を取り除く方法)を導入する。						
99	2章	基準点に関す	基準点に関する情報を整備・管理	国土交通省	平成22年度の運用を目指				
	2(2)		し、インターネットによる提供のため	-	し、平成21年までに基準点				
	\	·提供	「基準点GIS」を構築する。		に関する総合データベース				
					を構築する。				
100	2章	インテリジェン	基準点にICタグを付加したインテリ	国十交诵省		0			
	2(2)		ジェント基準点の整備・導入を順次		地域基準点2,400点のイン				
	__/	備の推進	図り、その普及啓発活動や関係機		テリジェント化を図るととも				
		NHA へい氏行	関に対する技術的支援を行い、基		に、公共基準点への導入を				
			準点の維持管理及び活用の高度化		推進する。				
			に努める。		」正元 7 . Ø○				
			レフ ザグシ		<u>l</u>				

番号 該 筐 101 2章 2	-	施策名 離島の位置情	施策概要	担当府省	(具体的な)	①重点	②経済	③海洋	
101 2章 2 102 2章	箇所 章	離島の位置情					01201	€/#/T	④宇宙開発
101 2章 2 102 2章	章	離島の位置情			目標と達成期間	計画	成長戦	基本	利用政策
102 25	-	離島の位置情				2007	略大綱	計画	(具体的計画名)
102 2章	2(2)		海洋を含む国土の総合的な管理の	国土交通省	平成22年度末までに基準			0	
		報基盤整備	観点から、遠隔の離島における基		点が未設置の離島のうち3				
			準点の設置、維持、管理を実施して		島について基準点を整備す				
			いく。		る。				
2	章	公共測量成果	世界測地系への移行のため、変換	国土交通省	引き続き、世界測地系への	0			
	2(2)	の世界測地系	ソフトをインターネットで公表し、測量		移行のため、変換ソフトをイ				
		への移行促進	業務担当者を対象とした担当者会		ンターネットで公表する。				
			議等において指導、啓発を行う。						
(基盤)	地図	情報)【整備・	更新に関する情報提供】						
103 2章	章	基本測量及び	基本測量及び公共測量の実施地域	国土交通省	引き続き、インターネット等	0	0		
2	2(3)	公共測量の実	や期間についてインターネットにより		により情報提供を行う。				
		施情報の提供	情報提供を行う。また、測量計画機						
			関の連携による効率的な測量の実						
			施を図るため、リアルタイムでの情						
			報提供を検討する。						
(ウェブ	ブマッ	ピングシステ	・ムによるデータ提供)						
104 2章			国民がWebGISを利用して容易に情	国土交通省	平成20年度までに電子国	0	0		
1	1(2)	システムの機	報の公開や共有をすることができる		土Webシステムを利用して				
		-	電子国土Webシステムについて、サ		地理情報発信する団体数				
	3(1)		ービスを引き続き提供するとともに、		を2.000団体とする。				
			機能の拡充と普及を図る。						
105 2章	章	国土地理空間	国土交通省が持つ様々な情報を電	国土交通省	平成21年までに先駆的導				
1	1(2)	情報プラットフ	子地図上に整理した地理空間情報		入を行い、平成22年の普及				
2	2(3)	ォームの構築	プラットフォームを整備・更新して、省		を目指す。				
3	3(1)		内外で広く共有するための仕組みを						
			構築する。						
106 2章	章	国土情報ウェ	国土数値情報を閲覧するための国	国土交通省	引き続き運用し、毎年デー				
2	2(3)	ブマッピングシ	土情報ウェブマッピングシステムの		タを拡充する。				
3	3(1)	ステムの拡充	提供データを拡充する。						
107 2章			各機関に分散して管理されている地	経済産業省	地理空間情報検索方法の	0	0		O*5
2	2(3)	に準拠した府	理空間情報に係わるデータセット		国際標準であるCS-Wを用				(我が国におけ
		省横断的地理	を、効果的かつ効率よく検索するた		いた実験をASTERデータ				る地球観測の
		情報カタログ・	めに、その検索方法を地理空間情		に対して行う(3年:				在り方)
		配信システム	報検索方法の国際標準である		H20-22)。また、地理情報				
		(GEO Grid	CS-W対応に置き換え、データ管理		データが整備(メタ情報同時				
		SDK)の構築	者のポリシーを考慮した上でデータ		作成)されてから2年以内に				
			をインターネットにて提供・流通させ		メタ情報カタログの整備を				
			るために、OGC(Open Geospatial		する。				
			Consortium)および OGF(Open						
			Grid Forum)に準拠したソフトウエア						
			(ツールキット)を開発し、標準的な						
			WMSやWPSによるデータの利活用						
			を図る。						

	基本					:	各種計	画との	連携
整理	計画	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)	①重点	2経済	③海洋	④宇宙開発
番号	該当				目標と達成期間	計画	成長戦	基本	利用政策
	箇所					2007	略大綱	計画	(具体的計画名)
(地)	方公共	団体への支	援等)				<u>'</u>		
108	2章	GISを活用し	都道府県警察において管理する交	警 察 庁	平成20年度中に交通規制				
	2(3)	た交通規制情	通規制情報をGISで扱うため、全国		情報管理システムによる交				
		報の提供	統一のフォーマットによりデータベー		通規制情報の外部提供を				
			ス化し、適時適切な管理を行う。こ		開始する。				
			のデータベース上の情報を提供す						
			ることにより、カーナビゲーション装						
			置等を通じた情報提供の高度化を						
			可能とし、安全運転支援や適切な経						
			路誘導等を通じて交通の安全と円						
			滑を図る。						
109	•		基盤地図情報に関する省令・告示・			0			
	2(3)		公共測量に係る作業規程の準則に		る作業規程の準則につい				
			ついて全地方公共団体や関係機関		て全地方公共団体や関係				
		ルの普及啓発	等へ周知する。また、パンフレット等		機関等へ周知する。また、				
			を作成・配布やセミナー開催等によ		パンフレット等を作成・配布				
			り普及活動を実施する。		やセミナー開催等により普 及活動を実施する。				
110	2章	ヘルプデスク	 地理空間情報の電子的整備・更新	国十交通名		C			
110	1(2)		に関する技術的支援方策の検討を		クでの技術的支援を開始す)			
	2(1)	支援	実施し、一元化した基盤地図情報問		る。				
	, ,	3.02	合せ窓口を含むヘルプデスクにより						
			技術的支援を行う。						
	3. 地	理情報シ	ステムの活用の促進						
(国)	こおけん	る活用)							
111	2章	災害リスク情	国・地域・個々人の防災力向上を図	文部科学省	平成24年度までにシステム				
	3(1)	報プラットフォ	るため、各機関に散在した各種災害		を構築し、一般への情報提				
	(2)	ーム	情報を集約し、GISを活用したハザ		供を開始する。				
			一ド・リスクマップなど災害リスク情						
			報の作成・統合・提供を行うシステム						
		I++0	を構築する。						
112	-		既存の研究開発成果である「災害						
	3(1)		情報共有プラットフォーム」を元に、		マップ(災害情報用)」の基				
		用)	汎用的に利用出来る「情報交換マッ プ(災害情報用)」を作成し無償公開		本パッケージを公開すると ともに機能改良を進める。				
			する。		とも「一成形以及と進める。				
113	2音	文化遺産オン	災害等に対応した文化財保全のた	文部科学省	平成24年度主でにシステム				
					1/2011/2010/2017				
	3(1)		めの位置情報システムの確立等を		を構築する。				
			めの位置情報システムの確立等を 図る。		を構築する。				
114	3(1)	ライン構想の 推進							
114	3(1) 2章	ライン構想の 推進 生物多様性情	図る。	環境省					
114	3(1) 2章	ライン構想の 推進 生物多様性情 報システム等	図る。 生物多様性情報システム(J-IBIS)	環境省	・WebGISを活用したをデー				
114	3(1) 2章	ライン構想の 推進 生物多様性情 報システム等	図る。 生物多様性情報システム(J-IBIS) 等を引き続き整備し、WebGISによる	環境省	・WebGISを活用したをデータの提供及び多様な解析を				
114	3(1) 2章	ライン構想の 推進 生物多様性情 報システム等 の整備・活用	図る。 生物多様性情報システム(J-IBIS) 等を引き続き整備し、WebGISによる 生物多様性情報の利活用の推進を 図る。 また国内及び国外におけるサン	環境省	・WebGISを活用したをデータの提供及び多様な解析を可能とする機能の充実を進める。 ・平成22年度までに分布図				
114	3(1) 2章	ライン構想の 推進 生物多様性情 報システム等 の整備・活用	図る。 生物多様性情報システム(J-IBIS) 等を引き続き整備し、WebGISによる 生物多様性情報の利活用の推進を 図る。 また国内及び国外におけるサン ゴ礁の分布図をGISにより作成し、	環境省	・WebGISを活用したをデータの提供及び多様な解析を可能とする機能の充実を進める。 ・平成22年度までに分布図を作成し、閲覧等のサービ				
114	3(1) 2章	ライン構想の 推進 生物多様性情 報システム等 の整備・活用	図る。 生物多様性情報システム(J-IBIS) 等を引き続き整備し、WebGISによる 生物多様性情報の利活用の推進を 図る。 また国内及び国外におけるサン ゴ礁の分布図をGISにより作成し、 保全のための基礎データを整備す	環境省	・WebGISを活用したをデータの提供及び多様な解析を可能とする機能の充実を進める。 ・平成22年度までに分布図				
114	3(1) 2章	ライン構想の 推進 生物多様性情 報システム等 の整備・活用	図る。 生物多様性情報システム(J-IBIS) 等を引き続き整備し、WebGISによる 生物多様性情報の利活用の推進を 図る。 また国内及び国外におけるサンゴ礁の分布図をGISにより作成し、 保全のための基礎データを整備す るとともに、これらの閲覧やダウンロ	環境省	・WebGISを活用したをデータの提供及び多様な解析を可能とする機能の充実を進める。 ・平成22年度までに分布図を作成し、閲覧等のサービ				
114	3(1) 2章	ライン構想の 推進 生物多様性情 報システム等 の整備・活用	図る。 生物多様性情報システム(J-IBIS) 等を引き続き整備し、WebGISによる 生物多様性情報の利活用の推進を 図る。 また国内及び国外におけるサン ゴ礁の分布図をGISにより作成し、 保全のための基礎データを整備す	環境省	・WebGISを活用したをデータの提供及び多様な解析を可能とする機能の充実を進める。 ・平成22年度までに分布図を作成し、閲覧等のサービ				

	基本					:	各種計	画との	連携
整理	計画	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)	①重点	2経済	3海洋	
番号	該当				目標と達成期間	計画	成長戦	基本	利用政策
	箇所					2007	略大綱	計画	(具体的計画名)
115	2章	教育情報ナシ	教育情報ナショナルセンターにおい	文部科学省	教育・学習情報の新規追加	0			
	3(1)	ョナルセンター	て、GISを利用した教育・学習情報		及び既存の情報の更新等				
		でのGISを活	の提供を継続的に実施し、GISを活		運用を継続的に実施する。				
		用した教育及	用した教育及び学習の振興を図る。						
		び学習の振興							
116	1章	国土計画等へ	国土政策の企画・立案等のために	国土交通省	データベースを充実させ、				
	5	の地理空間情	整備されている省内向けシステム		引き続き運用する。				
	2章	報の活用	「新国土数値情報利用・管理システ						
	3(1)		ム(NewISLAND)」を運用する。						
117	2章	産業振興に資	様々な情報提供サービスに必要な	経済産業省	オープンソースソフトウェア	0	0		O*5
	3(1)	する地理情報	ウェブマッピングシステムの提供、改		(FOSS4G)などの高性能				(我が国におけ
		共用Webゲー	良を進め、国際標準化に貢献し、産		化、セキュリティ対応を図る				る地球観測の
		トウェイの構	業技術力強化を図る。		(3年:H21-23)。Webベー				在り方)
		築	具体的には、オープンソースによ		スでのデータ解析等のサー				
			る WebG I S 基 幹 部 として		ビス(WPS)を整備すること				
			WMS/WFS/CS-Wの独自ミドルウ		で、インターネットを通じて				
			エアを開発。特に画像データベース		のソフトウエア機能の提供				
			への高速アクセス、並列・マルチスレ		(SaaS的な利用)を普及さ				
			ッド・マルチストリーム処理による高		せる(3年:H21-23)。多種				
			性能化を図る。		多様なデータ統合を普及さ				
			また、データのセキュリティ(アクセ		せるために国際標準OGC				
			ス認可)について、データ発信者が		(Open Geospatial				
			策定したポリシに忠実に従う機能を		Consortium)に準拠した				
			付与する。		OGC Web ServicePhase				
					6 (OWS-6) およびその後				
					継プロジェクトと協力して進				
					める。				
(地)	方公共	団体等におり	ける活用促進)						
118	2章	農地情報整備	国、県等により整備された農地に関	農林水産省	平成22年度まで毎年度農				
	3(2)	促進事業(農	する地図情報を一元的に管理し、関		業関係機関に提供する情				
		村振興支援総	係機関に情報を提供することによ		報を増加させる。				
		合対策事業)	り、GISを活用した施設管理や営農						
			活動等の地域での取り組みを支援						
			する。						
119	2章		地域担い手育成総合支援協議会の	農林水産省					
	3(2)		構成機関である市町村、農業委員		情報利活用促進事業により				
			会、農業協同組合、農業共済組合、		整備される地図情報を活用				
		化)	土地改良区の有する農地の所有者		し、関係機関共通の農地情				
			や耕作者、作付状況等の農地に関		報データベースの整備を図				
			する情報と都道府県土連が整備す		る 。				
			る地図情報とを結合することにより、						
			これらの関係機関共通の農地情報						
			データベースの整備を支援する。			-			
120			都道府県における森林関連情報を	農林水産省		0			
	3(2)	備	一元的に管理する森林GISの整備		府県に森林GISを整備す				
			を支援する。		ර ං				

, and	基本					=	各種計	画との	連携
整理	計画	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)	①重点	②経済	③海洋	④宇宙開発
番号	該当				目標と達成期間	計画	成長戦	基本	利用政策
	箇所					2007	略大綱	計画	(具体的計画名)
第:3	3章	衛星測化	Zに関する施策						
713			い衛星測位によるサーヒ	シュた中に	2的に草巫できる理	+ 告太	太 甲	651-	破収ま
				・ヘビ女人	と的に子文 じさる珠	現で	刈木	רעם: שונים:	惟休り
15			測位に係る連絡調整等						
		運営主体との							
121	•		1998年の日米首脳声明に従い定						
	6		期的に開催されるGPSの利用に関		要な調整を行っている。				
	3章		する重要事項を検討・討議するため						
400	1(1)	同 晚往 目 社 土	の会合を開催する。	明庆去心	から同してよりとはまる				
122	1章		国連宇宙空間平和利用委員会(CO						
			PUOS)において設立された衛星航		画し、国際動向等について				
	3章		法システムに関する国際委員会は、		情報収集を行うとともに、各				
	1(1)		関心国・組織により、衛星測位に関		国との連携を深める。				
			する情報交換等をボランタリーベー						
			スの活動として実施しているが、当						
			該会合に参画し、関係各国の衛星 測位システムの開発・利用状況につ						
			いて情報収集を行うとともに、衛星						
			別位システムの運用機関(プロバイ						
			ダー)との連携を深める。						
(治:	2 油法	の利用環接	の向上に資する情報提供等)						
123			グドルエル 関係 の担当者から構成される	₩₩△議	推進会議(衛見測点ロー も				
123	•		地理空間情報活用推進会議衛星測						
	1(2)	-	位ワーキンググループにおいて、国	-					
		提供	内の利用者の二一ズを踏まえて、米		11 C TEC 100				
		JÆIX.	国GPSの運用等に関する情報を、	770 37					
			必要な利用者に的確に伝わるような						
			システムの在り方について検討し、						
			その結論に基づき必要な措置を講						
			ずる。						
	2. 徨	星測位に	系る研究開発の推進等						
(其石			開発等の推進)						
124			衛星測位に関する基礎的な技術を	総務省	平成21年度までに技術室				O*3
	2(2)		蓄積するための実験を実施する。	文部科学省					(CSTP分野別
	·/	星測位技術の							推進戦略)
		実験							注) CSTPは測
									位の技術実証
									ではなく、移動
									体通信技術とし
									て位置づけ。
125	3章	GPSを利用し	GPS受信端末と機上慣性航法装置	文部科学省	平成24年までに、精密進入				
	2(2)	た航空機の高	とを複合した航空機用の超小型航		を可能とするレベルの技術				
			法装置(位置センサ)及びそれを利		実証を行う。				
		テムに関する	用した高精度・高信頼航法システム						
		研究	の研究開発を推進する。						

	基本						各種計	画との	
整理	計画	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)		2経済	③海洋	④宇宙開発
番号	該当	池水石	旭米城安		目標と達成期間	計画	成長戦	基本	利用政策
田つ	箇所				口际区区从为间	2007	略大綱	計画	(具体的計画名)
(淮=		星システム計				2007	哈人啊	前四	(具体的計画名)
126			準天頂軌道の衛星システム計画に	総 発 省	進天頂衛星初 星 機の打上	0	0		O*1·3
120	•		関し、所要の研究開発を実施すると	-)			宇宙開発に関す
			ともに、1機の準天頂衛星を打ち上						る長期的な計
			げ、総務省、文部科学省、経済産業						画、CSTP分野
	2(0)	713×111-47	省、国土交通省による技術実証、民		正守と「十四月五又117 ₀				別推進戦略)
			間、府省等による利用実証を行う。						////EUE+X#G/
127	3章		準天頂衛星システム(QZSS)に対	文部科学省	平成20年に仕様書(1.0版)				
,			応するユーザ受信端末(カーナビ、		を作成、公開する。必要に				
	_ (0)		携帯電話等)やユーザアプリケーシ		応じて更新を実施する。				
			ョンの開発に必要なQZSSと利用者		7.00 (20,0)(20,0)				
		公開等	間のインタフェース、要求されるサー						
			ビス性能の仕様などをユーザに対し						
			て提供する「準天頂衛星システムユ						
			一ザーインターフェース仕様書」を作						
			成、公開する。						
(国(の機関	等による衛星	測位の利用の取組)						
128			ヘリコプターの位置の把握に衛星測	警 察 庁	衛星測位の利用を継続す				
		等における政			న <u>ె</u>				
		府の危機管理							
		体制の強化							
129	3章		捜査員の位置の把握に衛星測位を	警察庁	衛星測位の利用を継続す				
	2(4)	情報の把握へ	利用する。		る。				
		の衛星測位の							
		活用							
130	3章	携帯電話等か	衛星測位を用いた携帯電話からの	警察 庁	今後も、引き続き、位置情				
	2(4)	らの110番通	110番通報における位置情報通知		報通知システムの整備を推				
			システムの整備を推進する。		進していく。				
		置情報通知シ							
		ステムの整備							
		の推進							
131	•		航空機、艦船等の航法等に衛星測	防衛省					
	2(4)		位を利用する。		රි ං				
132	•		登記所備付地図作成に衛星測位を	法務省			0		
	2(4)		利用する。		付地図作成を継続して行う。				
133	•		衛星測位等を利用して周回衛星等						
	2(4)		の軌道を高精度で決定するととも		た陸域観測技術衛星「だい				
			に、その精度の向上を図る研究を実		ち」(ALOS)に続き平成20				
		軌道決定等	施する。		年度以降の打上予定の周				
					回衛星等においても衛星				
					測位を利用した高精度軌道				
					決定及び精度向上のため				
40:	O.T.			-L-4nf-1-334 /-	の研究を実施する。				
134			活断層調査の一環として、詳細地殻						
	2(4)	の推進	変動分布の解明のための衛星測位		に資する。特に、平成21年				
			技術を用いた調査観測を実施する。		度までに、糸魚川一静岡構				
					造線断層帯の評価の高度				
L					化に資する。				

	基本					:	各種計	画との	連携
整理	計画	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)	①重点	2経済	3海洋	
番号	該当				目標と達成期間	計画	成長戦	基本	利用政策
	箇所					2007	略大綱	計画	(具体的計画名)
135	3章	地震·津波観	海溝型巨大地震・津波対応ネットワ	文部科学省	平成21年度までに新たな			0	
	2(4)	測監視システ	一クシステム構築に向けた技術開		海底地殻変動観測システ				
		厶	発の一環として、衛星測位技術を用		ムを開発する。				
			いた海底地殻変動観測システムの						
			開発を実施する。						
136	3章	ひずみ集中帯	ひずみ集中帯での地震発生メカニ	文部科学省	平成24年度までに東北日				
	2(4)	の重点的調査	ズム解明の一環として、衛星測位技		本の日本海側の「ひずみ集				
		観測•研究	術を用いた精密なひずみの観測を		中帯」の地殻変動分布を明				
			実施する。		らかにする。				
137	3章	漁船位置情報	漁船の位置等を衛星測位システム	農林水産省	平成19年度かつお・まぐろ				
	2(4)	管理•分析	を介して自動的に取得するシステム		漁船全船の位置取得を達				
			(VMS)を構築・運用する。		成。かつお・まぐろ類資源管				
					理を行う各地域漁業管理機				
					関の決議遵守のためのシス				
					テムであり、必要に応じて随				
					時システムの改修を行う。				
138	3章	魚類や海産哺	対象海洋生物の回遊経路を把握す	農林水産省	平成22年度まで調査を実				
	2(4)	乳類等の回遊	るため、海亀等の生体を捕獲後タグ		施する。				
		経路の把握・	を装着したり、魚群等にGPSブイを						
		魚群の生態調	投入して行動を追跡する。						
		査							
139	3章	大型クラゲ等	有害生物の出現状況の把握と情報	農林水産省	大型クラゲの出現情報を利				
	2(4)	有害生物被害	提供の実施に際し、調査船等により		用者の利便性を考慮した形				
		防止対策	得た出現・予測情報を、日々の更新		で漁業関係者等に提供す				
			データ提供(PDF)と併せてGISによ		る(予算上の事業年度は平				
			る提供を行い、情報利用者の利便		成24年度末)。				
			性の高い情報として漁業関係者等						
			に提供する。						
140	3章		ほ場内にオペレータが入ることなく、						
	2(4)		水稲作の耕うんから収穫まで、すべ		したトラクタ、田植機、管理				
		の自動化によ	てのほ場作業をロボット化する無人		機、コンバインを利用して人				
		る超省力作業	機械作業体系を開発する。		−機械協調作業体系のプロ				
		システムの開			トタイプを開発する。				
		発							
141	-		高精度衛星測位と無人へリ等を用						
	2(4)		いた中山間農村地帯における災害		の際の年周変化誤差低減				
		度化	の調査・監視技術等を開発する。農		手法を提案する。				
			地地すべり監視のための衛星測位						
			技術の利用とその高精度化を進め						
			る。						
142		広域収量モニ							
	2(4)		センサ、GPSユニット、表示・記録装		情報を用いて収量計測を行				
		ムの開発	置から構成されるもの)を利用し、ほ		う手法を確立する。				
			場地図上に収量情報をマッピングで						
			きる広域収量モニタリングシステム						
	- -	*======================================	を開発する。	eth LL L L L					
143		-	茶園内の害虫被害箇所を検出する						
	2(4)		ため、安価な普及型GPSを用いた		で利用できる技術にする。				
			茶園内の位置を計測する技術を開						
<u> </u>		術の開発	発する。						

	基本						各種計	画との	
整理	計画	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)	①重点		③海洋	4 宇宙開発
番号	該当	旭米山	加 克·加·及		目標と達成期間	計画	成長戦	基本	利用政策
田勺	箇所				口派C是从初间	2007	略大綱		
144		運動強度等の	 衛星測位及びGISの利用により、放	農林水産省	平成22年までに 协区条件			山岡	(長体中海1四石)
144	2(4)		牧牛の運動量と牧区地形条件の関		を類型化し、各条件下放牧				
	Z(T)		係を解析する。		牛の維持エネルギー要求				
		牛への補助飼			量および補助飼料給与水				
		料給与量の調			準を提示する。				
		製技術の開発			+2127117100				
145	3章		土壌調査、植生調査、昆虫採取及	農林水産省	- 平成22年度までに農業環				
	2(4)		び土壌微生物等の衛星測位等によ		境インベントリーシステムと				
	_ \ . /	備	る採取地点情報の整備を行い、デ		してWebサイト上で公開す				
		pro-	一タベース化し、時空間情報として		る。				
			視覚化する手法を開発する。		30				
146	3章	衛星測位•無	鳥獣害予防のために、無線通信技	農林水産省	平成22年度までに現地実				
	2(4)		術を用いた野生生物の接近警報及		証試験を行う。				
		用いた農地へ	び衛星測位による精密な位置情報						
			の取得を行う。						
		跡技術の開発							
147	3章	海上保安庁に	緊急通報118番(位置情報等)の受	国土交通省	引き続き、緊急通報118番				
	2(4)	おける緊急通	付体制の運用において衛星測位を		(位置情報等)の受付体制				
		報 118番(位	利用する。		の運用において衛星測位				
		置情報等)の			の利用を継続する。				
		受付体制							
		✓ 1.3 L.L							
		∠ (1)[+,0]							
(衛星	星測位		めの情報提供)						
<mark>(衛星</mark>		の利用のたる	<mark>かの情報提供)</mark> 航空交通の安全確保及び効率性向	国土交通省	引き続き、衛星航法補強シ				
	3章	<mark>の利用のたる</mark> 衛星測位を利		-	引き続き、衛星航法補強システムの運用を継続する。				
	3章	の利用のため 衛星測位を利 用した航空交	航空交通の安全確保及び効率性向						
	3章	の利用のたる 衛星測位を利 用した航空交 通の安全確保	航空交通の安全確保及び効率性向 上のため、運輸多目的衛星(MTSA						
	3章	の利用のたる 衛星測位を利 用した航空交 通の安全確保	航空交通の安全確保及び効率性向 上のため、運輸多目的衛星(MTSA T)を用いた衛星航法補強システム						
	3章	の利用のたる 衛星測位を利 用した航空交 通の安全確保 及びサービス 向上	航空交通の安全確保及び効率性向 上のため、運輸多目的衛星(MTSA T)を用いた衛星航法補強システム を運用し、国際民間航空機関 (ICAO)基準に準拠したGPS補強 情報を提供する。		ステムの運用を継続する。				
	3章 2(4) 3章	の利用のたる 衛星測位を利 用した航空交 通の安全確保 及びサービス 向上 衛星測位を利	航空交通の安全確保及び効率性向 上のため、運輸多目的衛星(MTSA T)を用いた衛星航法補強システム を運用し、国際民間航空機関 (ICAO)基準に準拠したGPS補強 情報を提供する。 船舶交通の安全確保のため、全国	国土交通省	ステムの運用を継続する。				
148	3章 2(4)	の利用のたる 衛星測位を利 用した航空交 通の安全確保 及びサービス 向上 衛星測位を利 用した海上交	航空交通の安全確保及び効率性向上のため、運輸多目的衛星(MTSAT)を用いた衛星航法補強システムを運用し、国際民間航空機関(ICAO)基準に準拠したGPS補強情報を提供する。 船舶交通の安全確保のため、全国に配置したディファレンシャルGPS	国土交通省	ステムの運用を継続する。				
148	3章 2(4) 3章	の利用のたる 衛星測位を利 用した航空交 通の安全確保 及びサービス 向上 衛星測位を利 用した海上交	航空交通の安全確保及び効率性向 上のため、運輸多目的衛星(MTSA T)を用いた衛星航法補強システム を運用し、国際民間航空機関 (ICAO)基準に準拠したGPS補強 情報を提供する。 船舶交通の安全確保のため、全国	国土交通省	ステムの運用を継続する。 引き続き、ディファレンシャ				
149	3章 2(4) 3章 2(4)	の利用のため 衛星測位を利 用した航空交 通の安全確保 及びサービス 向上 衛星測位を利 用した海上交 通の安全確保	航空交通の安全確保及び効率性向上のため、運輸多目的衛星(MTSAT)を用いた衛星航法補強システムを運用し、国際民間航空機関(ICAO)基準に準拠したGPS補強情報を提供する。 船舶交通の安全確保のため、全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供する。	国土交通省	ステムの運用を継続する。 引き続き、ディファレンシャ ルGPSの運用を継続する。				
148	3章 2(4) 3章 2(4)	の利用のため 衛星測位を利 用した航空交 通の安全確保 及びサービス 向上 衛星測位を利 用した海上交 通の安全確保	航空交通の安全確保及び効率性向上のため、運輸多目的衛星(MTSAT)を用いた衛星航法補強システムを運用し、国際民間航空機関(ICAO)基準に準拠したGPS補強情報を提供する。 船舶交通の安全確保のため、全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供する。	国土交通省	ステムの運用を継続する。 引き続き、ディファレンシャ ルGPSの運用を継続する。		0	0	
149	3章 2(4) 3章 2(4)	の利用のたる 衛星測位を利 用した航空安保 及びサービス 向上 衛星測位を利 用した安全確保 利用した安全確保 利用した別量の安保	航空交通の安全確保及び効率性向上のため、運輸多目的衛星(MTSAT)を用いた衛星航法補強システムを運用し、国際民間航空機関(ICAO)基準に準拠したGPS補強情報を提供する。 船舶交通の安全確保のため、全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供する。 GPSを用いた測量の効率の向上等のため、全国に配置した電子基準	国土交通省	ステムの運用を継続する。 引き続き、ディファレンシャ ルGPSの運用を継続する。		0	0	
149	3章 2(4) 3章 2(4)	の利用のたる 衛星測位を利 用した航空を全 がサービス 向上 衛星別位を上 衛用した安全 位を上海 軍型が海上を保 利の安 関位を見 で を は を は を は の を は の を は の と の と の と の と の と の と の と の と の に り に り に り に り に り に り に り の の の の の	航空交通の安全確保及び効率性向上のため、運輸多目的衛星(MTSAT)を用いた衛星航法補強システムを運用し、国際民間航空機関(ICAO)基準に準拠したGPS補強情報を提供する。 船舶交通の安全確保のため、全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供する。 GPSを用いた測量の効率の向上等のため、全国に配置した電子基準点によるGPS連続観測システムを	国土交通省	ステムの運用を継続する。 引き続き、ディファレンシャルGPSの運用を継続する。 国家基準点体系の維持と		0	0	
149	3章 2(4) 3章 2(4)	の利用のたる 衛星測位を利 用した航空を のびサービス 向 衛用した金 を全では を全では を上でなる を上でなる を上でなる を上でなる を上でなる をした。 では、 ののでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、 では、 のので	航空交通の安全確保及び効率性向上のため、運輸多目的衛星(MTSAT)を用いた衛星航法補強システムを運用し、国際民間航空機関(ICAO)基準に準拠したGPS補強情報を提供する。 船舶交通の安全確保のため、全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供する。 GPSを用いた測量の効率の向上等のため、全国に配置した電子基準点によるGPS連続観測システムを	国土交通省	ステムの運用を継続する。 引き続き、ディファレンシャ ルGPSの運用を継続する。 国家基準点体系の維持と 測量のための基準点とし		0	0	
149	3章 2(4) 3章 2(4) 3章 2(4)	の利用のため 衛星測位を利 用した航空性 のびサービス 向 電上に安全 中国のので を上のので を上のので を上のので を上のので を上ので で を上ので を上の	航空交通の安全確保及び効率性向上のため、運輸多目的衛星(MTSAT)を用いた衛星航法補強システムを運用し、国際民間航空機関(ICAO)基準に準拠したGPS補強情報を提供する。 船舶交通の安全確保のため、全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供する。 GPSを用いた測量の効率の向上等のため、全国に配置した電子基準点によるGPS連続観測システムを運用する。	国土交通省	ステムの運用を継続する。 引き続き、ディファレンシャ ルGPSの運用を継続する。 国家基準点体系の維持と 測量のための基準点とし		0	0	
148 149 150	3章 2(4) 3章 2(4) 3章 2(4)	の利用のため衛星測位を利用した和文を全世界の安全の一般を対した。 一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個ののでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	航空交通の安全確保及び効率性向上のため、運輸多目的衛星(MTSAT)を用いた衛星航法補強システムを運用し、国際民間航空機関(ICAO)基準に準拠したGPS補強情報を提供する。 船舶交通の安全確保のため、全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供する。 GPSを用いた測量の効率の向上等のため、全国に配置した電子基準点によるGPS連続観測システムを運用する。	国土交通省	ステムの運用を継続する。 引き続き、ディファレンシャルGPSの運用を継続する。 国家基準点体系の維持と 測量のための基準点として、安定的な運用を行う。		0	0	
149	3章 2(4) 3章 2(4) 3章 2(4) 5公共 3章	の利用のため 衛星別位を利交保 用した安サービス をサービス を基別になっ のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	航空交通の安全確保及び効率性向上のため、運輸多目的衛星(MTSAT)を用いた衛星航法補強システムを運用し、国際民間航空機関(ICAO)基準に準拠したGPS補強情報を提供する。 船舶交通の安全確保のため、全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供する。 GPSを用いた測量の効率の向上等のため、全国に配置した電子基準点によるGPS連続観測システムを運用する。	国土交通省 国土交通省 務 務 省	ステムの運用を継続する。 引き続き、ディファレンシャルGPSの運用を継続する。 国家基準点体系の維持と測量のための基準点として、安定的な運用を行う。		0	0	
148 149 150	3章 2(4) 3章 2(4) 3章 2(4)	の利用のたる 衛用通及向 衛用通 衛用効子量 関連 を上て を上本 を上本 を上本 を上本 を上本 を上本 を上本 を上本 を しゃ と で は から で は は から で は は いん で は い	航空交通の安全確保及び効率性向上のため、運輸多目的衛星(MTSAT)を用いた衛星航法補強システムを運用し、国際民間航空機関(ICAO)基準に準拠したGPS補強情報を提供する。 船舶交通の安全確保のため、全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供する。 GPSを用いた測量の効率の向上等のため、全国に配置した電子基準点によるGPS連続観測システムを運用する。 『における衛星測位の利用)衛星測位を用いた携帯電話からの119番通報における発信位置情報	国土交通省 国土交通省 務 務 省	ステムの運用を継続する。 引き続き、ディファレンシャルGPSの運用を継続する。 国家基準点体系の維持と測量のための基準点として、安定的な運用を行う。 引き続き、消防本部において、携帯電話からの119番		0	0	
148 149 150	3章 2(4) 3章 2(4) 3章 2(4) 5公共 3章	の利用のため 南用通及向 衛用のびよ 星に安せー を上確 を上確 を上確 を上確 を上本妻 のは がより では のがよ のがよ のがよ のがよ のがよ のがよ のがよ のがよ	航空交通の安全確保及び効率性向上のため、運輸多目的衛星(MTSAT)を用いた衛星航法補強システムを運用し、国際民間航空機関(ICAO)基準に準拠したGPS補強情報を提供する。船舶交通の安全確保のため、全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供する。 GPSを用いた測量の効率の向上等のため、全国に配置した電子基準点によるGPS連続観測システムを運用する。 『における衛星測位の利用)衛星測位を用いた携帯電話からの119番通報における発信位置情報通知システムの導入促進を図る。	国土交通省 国土交通省 務 務 省	ステムの運用を継続する。 引き続き、ディファレンシャルGPSの運用を継続する。 国家基準点体系の維持と測量のための基準点として、安定的な運用を行う。 引き続き、消防本部において、携帯電話からの119番発信位置情報通知システ		0	0	
148 149 150	3章 2(4) 3章 2(4) 3章 2(4) 5公共 3章	の利用のたる 衛用通及向 衛用通 衛用効子量 勝のび上 といる では かっぱん かんしゅう かんしゅう かんしゅう かん かん では かん	航空交通の安全確保及び効率性向上のため、運輸多目的衛星(MTSAT)を用いた衛星航法補強システムを運用し、国際民間航空機関(ICAO)基準に準拠したGPS補強情報を提供する。船舶交通の安全確保のため、全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供する。 GPSを用いた測量の効率の向上等のため、全国に配置した電子基準点によるGPS連続観測システムを運用する。 『における衛星測位の利用)衛星測位を用いた携帯電話からの119番通報における発信位置情報通知システムの導入促進を図る。	国土交通省 国土交通省 務 務 省	ステムの運用を継続する。 引き続き、ディファレンシャルGPSの運用を継続する。 国家基準点体系の維持と測量のための基準点として、安定的な運用を行う。 引き続き、消防本部において、携帯電話からの119番		0	0	
148 149 150	3章 2(4) 3章 2(4) 3章 2(4) 5公共 3章	の利用のため 南用通及向 衛用のびよ 星に安せー を上確 を上確 を上確 を上確 を上本妻 のは がより では のがよ のがよ のがよ のがよ のがよ のがよ のがよ のがよ	航空交通の安全確保及び効率性向上のため、運輸多目的衛星(MTSAT)を用いた衛星航法補強システムを運用し、国際民間航空機関(ICAO)基準に準拠したGPS補強情報を提供する。船舶交通の安全確保のため、全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供する。 GPSを用いた測量の効率の向上等のため、全国に配置した電子基準点によるGPS連続観測システムを運用する。 『における衛星測位の利用)衛星測位を用いた携帯電話からの119番通報における発信位置情報通知システムの導入促進を図る。	国土交通省 国土交通省 務 務 省	ステムの運用を継続する。 引き続き、ディファレンシャルGPSの運用を継続する。 国家基準点体系の維持と測量のための基準点として、安定的な運用を行う。 引き続き、消防本部において、携帯電話からの119番発信位置情報通知システ		0	0	

- (注)「各種計画との連携」の項目中、
 - ①「重点計画2007」とは「重点計画-2007(平成19年7月26日 I T戦略本部決定)」を、
 - ②「経済成長戦略大綱」とは「経済成長戦略大綱」(平成20年6月27日改定)を、
 - ③「海洋基本計画」とは「海洋基本計画 (平成20年3月18日閣議決定)」を指す。
 - また、宇宙開発利用政策の具体的計画はそれぞれ次のものを指す。
 - * 1 「宇宙開発に関する長期的な計画(平成20年2月22日総務大臣・文部科学大臣)」
 - *2 「科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)」
 - *3 「分野別推進戦略(平成18年3月28日総合科学技術会議)」
 - * 4 「地球観測の推進戦略 (平成16年12月27日総合科学技術会議)」
 - *5 「平成20年度の我が国における地球観測の在り方(平成19年7月23日科学技術・ 学術審議会研究計画・評価分科会地球観測推進部会)」
 - *6 「平成20年度の我が国における地球観測の実施方針(平成19年8月27日科学技術・ 学術審議会研究計画・評価分科会地球観測推進部会)」